

福 保 予 第 1 2 9 3 号 の 3
2 0 2 5 年（令和 7 年）2 月 1 4 日

医 療 機 関 の 長 様

福 山 市 長
（保健福祉局保健部保健予防課）

新型コロナウイルスワクチンの接種による健康被害に係る救済措置の周知等について（お願い）

平素から、本市の保健行政及び予防接種事業に、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、見出しのことについて、広島県から周知等の依頼があったこと、また、本市保健所にも予防接種健康被害救済制度に係る「受診証明書」について、なかなか記載いただけないと市民の方からお声があったこと等を踏まえ、救済を受けようとする方が、混乱なく円滑かつ適切に手続きを行うことができるよう、次の点について改めてご確認いただき、予防接種健康被害救済制度及び予防接種の副反応疑い報告制度の運用と被接種者への周知・支援について、引き続き御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 予防接種健康被害救済制度については、本市ホームページにて情報を公開しているほか、各予防接種の実施要領や説明書においても、その概要をお示しし、予防接種時には、被接種者の方への適切な情報提供をお願いしているところです。改めてご確認いただき、引き続き適切な周知をお願いします。

また、同制度の「医療費・医療手当」の請求に必要な「受診証明書」については、広島県が記載マニュアルを作成し、県のホームページにおいて公開しておりますので、必要に応じてご確認ください。

※ 「受診証明書」は、「医療機関の利用の有無」及び「診断された疾病について治療したこと」を証明するものであり、医師が疾病と予防接種に因果関係があることを証明するものではありません。

あわせて、次のホームページを必要に応じて御確認ください。

裏面に続きます。

●救済を求める原因となった予防接種が市の実施する定期接種又は臨時接種の場合

- ・(福山市 HP) 副反応・健康被害救済制度について

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokenyobo/233978.html>

- ・(福山市 HP) 新型コロナワクチン接種に関する医療機関の皆様へのお知らせ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokenyobo/245611.html>

- ・(広島県 HP) 新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応への対応について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/coronafukuhannou.html>

- ・(厚生労働省 HP) 予防接種健康被害救済制度について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html

●救済を求める原因となった予防接種が任意接種の場合

- ・(PMDA の HP) 医薬品副作用被害救済制度について

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

2. 副反応疑い報告制度についても実施要領において御案内しており、基準を満たす事例については、速やかに PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）への報告をお願いしているところです。また、予防接種健康被害救済制度の申請をされた方に対し、当該報告が行われていない場合には、受診証明書を記載いただいた医療機関に当該報告の実施をお願いすることがあります（医療機関において該当の有無を御判断いただき、基準を満たすと判断した場合にのみ御報告をお願いします。）ので、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、次のホームページを必要に応じて御確認ください。

- ・(厚生労働省 HP) 予防接種法に基づく医師等の報告のお願い

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou20/hukuhannou_houkoku/

【問合せ先】

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目 11 番 22 号

福山市保健所保健予防課（担当：岡田・吉原）

TEL：084-928-1127 FAX：084-921-6012